

【18用 語】

【引取一札…ひきとりいっさつ】人別引取り手形のこと。縁組みなどで転居した際、転居先の村役人が転居元へ発行した証文

【村方…むらかた】在方（ざいかた）ともいい、町方（まちかた）に対して農山漁村をさす

【縁組…えんぐみ】夫婦・養子・養女などの関係を結ぶこと

【人別帳…にんべつちよう】人別改めによって作成された帳簿、いわば戸籍調査台帳のこと

【18解 説】

「村送り状」が縁組み・奉公・引越など庶民が転居する際に、居村（転居元）の村役人が転居先の村役人へ出した送籍証文であるのに対し、「人別引取り状」とは、「村送り状」を受け取った転居先の村役人が、その人物の転居元に対して人別帳に加えた旨を知らせた入籍証文のことで、落着（おちつき）証文ともいう。

本文書は幕末の元治二年（一八六五）正月、勢多郡猫村（現、渋川市）の百姓夫婦（只七・きな）のうち夫只七が死去したことに伴い、嫁きなを離縁して実家の宮田村百姓主馬之介方へ差し戻すことになったため、宮田村の名主友右衛門が猫村名主あてに差し出した、きなの引取り状である。これによって、きなは猫村の人別帳からは除かれ、あらためて宮田村の人別帳に書き加えられることになった。なお、宮田・猫の両村は天明四年（一七八四）から明治初年まで、ともに山城国淀藩（京都市）十万二千石の城主稲葉氏の所領（飛び地）であり、民部大輔は第十二代藩主の稲葉正邦をさす。